

札幌市ジャンプ競技場条例 別表2、別表3に定める使用期間・時間等は下記のとおりとします。

<供用期間・開場時間・休場期間及び有料施設の使用期間・時間>

区分		大倉山ジャンプ競技場		宮の森ジャンプ競技場		荒井山ジャンプ	
競技場	供用期間・開場時間	4/1～4/26 (冬期)	9:00～ 17:00	4/1～ 3/31	9:00～ 17:00	(注3) 5/20～ 10/20	9:00～ 21:00
		4/27～6/30 (夏期)	8:30～ 18:00				
		7/1～9/30 (夏期夜間延長)	8:30～ 20:30				
		10/1～10/31 (夏期)	8:30～ 18:00			(注3) 12/1～ 3/31	
		11/1～3/31 (冬期)	9:00～ 17:00				
	休場期間	(注2) なし (年中無休)		(注2) なし (年中無休)		4/1～5/19 10/21～11/30	
有料施設	使用期間・時間	(注1) ジャンプ台	6/1～10/20 9:00～ 21:00	6/1～ 10/20 9:00～ 21:00	12/1～ 3/31	/	
		12/1～3/31	9:00～ 21:00	9:00～ 21:00			
	運営本部	上記供用期間・開場期間の 7/1～9/30 以外の区分に同じ		上記供用期間・開場期間 の区分に同じ			
	観覧フィールド	※7/1～9/30 8:30～18:00		上記供用期間・開場期間 の区分に同じ			
	エントランス 広場ステージ						

- 札幌市ジャンプ競技場条例に定める大倉山ジャンプ競技場の供用期間及び開場時間を4月26日から10月31日までを午前8時30分から18時00分とします。また、そのうち7月1日から9月30日については、午前8時30分から20時30分とします。
なお、利用者から営業時間延長の要望があった場合は、双方協議の上、営業時間を延長する場合があります。
- 競技場の閉場時刻を超過して有料施設の使用承認を行った場合は、当該競技場の閉場時刻を当該使用承認の終了時刻まで延長します。

- (注1) 融雪及び降雪の気象状況により、雪張ネット着脱作業の実施時期に影響があるため、使用期間の開始に遅れが生じる可能性があり、大倉山・宮の森については使用者である(公財)札幌スキー連盟との協議により変更となる場合がございます。
- (注2) 施設の整備等、やむを得ない場合は休場する場合があります。
- (注3) 融雪及び降雪の気象状況により、雪張ネット着脱作業の実施時期に影響があるため、供用期間の開始に遅れが生じる可能性があり、荒井山については使用者である札幌市ジャンプスポーツ少年団との協議により変更となる場合がございます。
また、開場時間については使用承認等を行った時間に限るものとします。

札幌市ジャンプ競技場条例 別表4に定める使用料の額は下記のとおりとします。

<札幌市ジャンプ競技場 有料施設等の使用料>

区分			使用料			
			単位		金額	
					入場料の類を 徴収しない場合	入場料の類を 徴収する場合
大倉山 ジャンプ 競技場	ジャンプ台	ジャンプ競技に 使用する場合	1日につき		28,100円	91,700円
		その他の催物に 使用する場合			216,900円	433,800円
	運営本部	会議室	1時間につき		910円	
	観覧フィールド		1日につき	50平方メートル	3,000円	
				50平方メートルを 超える部分	10平方メートルにつき600円	
エントランス広場ステージ		1日につき		18,000円		
宮の森 ジャンプ 競技場	ジャンプ台	ジャンプ競技に 使用する場合	1日につき		28,100円	91,700円
		その他の催物に 使用する場合			216,900円	433,800円
	観覧フィールド		1日につき	50平方メートル	3,000円	
50平方メートルを 超える部分				10平方メートルにつき600円		

- 「1日」とは、使用時間（有料施設に定める使用時間をいう。以下同じ。）をいいます。
- 営利又は営業の目的で使用する場合は、「入場料の類を徴収する場合」に区分します。
- 運営本部、観覧フィールド又はエントランス広場ステージをジャンプ台と併用して使用する場合は、この表の規定にかかわらず、ジャンプ台以外の施設の使用料を無料とします。
- 使用時間を経過し、又は繰り上げて使用することを市長が認めた場合は、当該超過又は繰上時間1時間までごとにつき、1時間当たりの使用料を3割増した額を加算します。
- 使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てます。
- 備付物件以外の電気器具その他の機械器具を使用した場合は、市長が定めるところにより、その実費相当額を徴収します。
- 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなします。
- 使用面積が単位面積に満たない場合であっても、当該単位面積を使用したものとみなします。
- 荒井山ジャンプ場の使用料は、無料とします。

札幌市ジャンプ競技場条例 別表 5 に定める使用料の額は下記のとおりとします。

<札幌市ジャンプ競技場 撮影の使用料>

行為		使用料	
		単位	金額
撮影	映画	1日につき	31,000円
	テレビ		15,000円
	写真		1,500円

- 「1日」とは、開場時間（競技場の開場時間をいう。以下同じ。）をいいます。
- 開場時間を超過し、又は繰り上げて撮影を行うことを市長が認めた場合は、当該超過又は繰上時間1時間までごとにつき、1時間当たりの使用料を3割増した額を加算します。
- 使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てます。
- 撮影が行われた時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり撮影が行われたものとみなします。

札幌市ジャンプ競技場条例施行規則 別表に定める使用料の額は下記のとおりとします。

<大型映像車・テレビ映像中継装置 使用料>

区分			使用料		
			単位	金額	
				入場料の類を徴収しない場合	入場料の類を徴収する場合
大型映像車	競技場で使用する場合	ジャンプ競技に使用する場合	3,100円	6,200円	
		その他の催物に使用する場合	11,300円	22,600円	
	競技場以外で使用する場合	21,900円	43,800円		
テレビ映像中継装置（大倉山ジャンプ競技場のみ）			1回につき	197,000円	

- 「1回」とは、市長が別に定める使用単位をいいます。
- 午後9時を超過し、又は午前9時を繰り上げて大型映像車を使用することを市長が認めた場合の使用料は、当該超過又は繰上時間1時間までごとにつき、この表の使用料を3割増した額とします。
- 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなします。
- 使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てます。

札幌オリンピックミュージアム条例 第3条に定めるミュージアムの開館時間及び休館日、同条例 別表1に掲げる有料施設の使用期間及び時間は下記のとおりとします。

＜札幌オリンピックミュージアム 開館時間及び休館日、有料施設の使用期間＞

区分		ミュージアム	
開館時間		4/27～10/31 (夏期)	9:00～18:00
		4/1～4/26 11/1～3/31 (冬期)	9:30～17:00
休館日		月1回程度メンテナンスによる休館日あり	
有料施設	使用期間・時間	多目的ホール(3階) ライブラリー(2階) シアター(1階) エントランスホール(1階)	上記の開館時間の区分に同じ

札幌オリンピックミュージアム条例 別表1、別表2、別表3に定める使用料の額及び観覧料は下記のとおりとします。

＜札幌オリンピックミュージアム 有料施設の使用料＞

区分	使用料	
	単位	金額
多目的ホール	1時間につき	2,300円
ウィンタースポーツシアター		1,100円
ライブラリー		910円
エントランスホール		910円

- 1 入場料の類を徴収する場合又は営利若しくは営業の目的で使用する場合は、10割増しとします。
- 2 開館時間（ミュージアムの開館時間をいう。以下同じ。）を超過し、又は繰り上げて使用することを市長が認めた場合は、当該超過又は繰上時間1時間までごとにつき、この表の使用料を3割増した額を加算します。
- 3 使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てます。
- 4 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなします。

<札幌オリンピックミュージアム 観覧料>

区分	観覧料	
	単位	金額
個人	1人 1回	600円
個人（満65歳以上の者）		450円
団体（15人以上）		540円
指定管理者が定める共通利用券		390円

- 1 中学生以下は、無料とします。
- 2 団体は、15人以上とします。
- 3 「1回」とは、展示室の入場から退場までをいいます。
- 4 共通利用券とは、市内観光施設との共通利用促進を目的とした場合の観覧料のことをいいます。

<札幌市オリンピックミュージアム 撮影の使用料>

行為		使用料	
		単位	金額
撮影	映画	1日につき	31,000円
	テレビ		15,000円
	写真		1,500円

- 1 「1日」とは、開場時間をいいます。
- 2 開場時間を超過し、又は繰り上げて撮影を行うことを市長が認めた場合は、当該超過又は繰上時間1時間までごとにつき、1時間当たりの使用料を3割増した額を加算します。
- 3 使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てます。
- 4 撮影が行われた時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり撮影が行われたものとみなします。